

第33次地方制度調査会 第3回専門小委員会 ヒアリング資料

令和4年4月13日

全国知事会長（鳥取県知事）平井 伸治

1 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 国と地方の役割分担や国による関与のあり方

- ア 国と地方との役割分担について、改めて明確化すべき部分があるのではないか。（特に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の「総合調整」の具体的な権限内容が不明確ではないか。）

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 感染症有事における国と地方の役割分担が不明確であったため、病床確保などの医療提供体制の強化や、保健所による積極的疫学調査などで混乱が発生。
- ・ 例えば、「国が主導すべき部分」「地方が主体的に取り組む部分」の具体的な線引きがないまま、内閣官房や厚生労働省を中心に、膨大な通知・事務連絡による頻回の制度変更で現場が混乱する場面が発生。

- イ 基本的対処方針で対策の内容を一律に規定するのではなく、地域の実情に応じた感染対策が講じられるよう、地方の自主性に配慮した権限の付与や制度構築（措置・権限に関する必要な財政措置を含む）をすべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 感染の発生・拡大の経路や態様、対応する保健・医療提供体制のリソースは、地域毎に大きく異なるとともに、地域毎に異なる健康危機が同時多発的に各地で急速に生じるため、感染対策は地域毎に機動的に判断せざるを得ないことも多い。
- ・ 基本的対処方針や運用通知に基づく対策を実施するための財源として措置されるケースが多く、現場の判断に基づく柔軟な感染対策を講じづらい状況。
- ・ 緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用の権限は国にあり、知事の要請に応じた機動的な発出等が行われない場面も発生。

- ウ 国が対策を提示する際には、併せて、専門的見地から具体的な知見やエビデンスを示すとともに、地方への事前の丁寧な説明が必要ではないか。とりわけ、岸田総理から表明のあった感染症危機等への健康危機に対応するための司令塔機能の強化等については、国としての方針をとりまとめる前に、地方とよく協議すべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 飲食店への営業時間短縮の要請等において、府民・事業者の協力を得るために必要不可欠なエビデンスが、国から明確に示されず、現場で対応に苦慮。
- ・ 変異株については、都道府県単位では、十分な症例がなく専門的な知見を得ることは困難。
- ・ 対策の方向性等について、地方公共団体との事前のコミュニケーションが不十分。

(2) 都道府県間の連携のあり方

ア 感染症有事などへの対応として各種施策を講じる際には、生活圏・経済圏の一体性に配慮し、都道府県境を越えた広域的な対策の必要性を前提とすべきではないか。

その際、国が一律に連携のあり方を規定するのではなく、地域の実情に応じ、地方公共団体同士が自ら判断できるようにすべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ ウイルスは都道府県等の行政単位とは無関係に拡大しており、単独の地方公共団体毎の対応を前提とした施策（例：広域での人の往来を一律に都道府県毎に区切る等）ではなく、8府県4政令市が参画する関西広域連合等の事例を参考に、複数の都道府県が連携することを前提とした制度構築が必要。

<参考：新型コロナウイルス対応における都道府県間の調整の事例>

- ・ 首都圏、中部圏、関西圏などにおける、住民への統一した呼びかけ、措置内容の調整（一定の連携）等
- ・ 関西広域連合では、毎月、構成府県市の首長等が協議を行い、住民への統一した呼びかけだけでなく、広域的な患者受入体制の連携、医療専門人材の融通調整などの取組を実施
- ・ 全国知事会における、医療専門人材（看護師等）の広域融通調整、対策の検証（第5波の検証）・先進事例（ワクチン接種）の横展開

(3) 都道府県と市町村の連携のあり方

ア 特定の市町村域を越えて感染症が拡大している場合などの有事には、都道府県主導で必要な措置を講じられるよう、市町村（特に、保健所設置市）との役割分担や情報連携のあり方などを見直すべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 感染症有事には、迅速かつ正確な感染状況の把握や感染対策を実施するため、一定の社会・経済圏域での統一した対応が必要。
- ・ 一方、平時においては、そうした対応を前提に権限配分を行うことは現実的ではないとも考えられる。

(4) 保健・医療提供体制の強化

ア 感染症有事を見据えた保健所や医療提供体制の強化を図るため、恒常的な人員体制の強化や業務の効率化を図るべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応では、保健所等の長期にわたる業務逼迫が深刻な状況。
- ・ 新興感染症の発生に備え、一定の冗長的な人員の配置や業務の効率化が必要。

イ 感染の初期段階での徹底的な感染の封じ込めや感染拡大時の対応を行うため、公的部門での人員の融通や民間部門からの応援を迅速に得られるような仕組みを平時から構築すべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 感染の初期段階では、一部地域で感染が爆発的に拡大する事態が発生し、行政内部での人員の融通による対応だけでは限界。
- ・ よって、災害対応のように、国、他地域や民間からの人的支援を迅速、円滑に得られる仕組みを構築する必要。

2 社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展への対応

(1) 地方が活用しやすい環境整備

ア 行政事務のデジタル化や標準化に当たっては、業務の性質等に応じつつ、一律的な仕様等に限定することなく、地方の創意工夫を可能とする仕組みとすべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化が求められる程度が高い種類の業務については、国による率先した標準化の推進が必要。
- ・ 一方、行政事務の効率化を図るためのデジタル化の進展により、行政事務のあり方に関する裁量の余地がなくなり、地方の自主性が損なわれることを懸念。

イ 国・都道府県・市町村を通じて利用するシステムの構築に当たっては、地方の意見を十分に踏まえる必要があるのではないかと（システムの構築の初期段階から地方が参画するとともに、システムの提供開始後も、随時、地方の声を踏まえて改修を進めていく仕組みを基本とすべきではないか。）。あわせて、全国が取り残されないデジタル社会の構築に向けて、地方の事業者や人材の育成・活用を図るべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 定額給付金事業では、かえって市町村事務が増加するケースや窓口での混乱が発生。
- ・ HER-SYS（感染者等情報把握・管理支援システム）やVRS（ワクチン接種記録システム）については、感染拡大が進む中で、現場の声を踏まえて随時改善を実施。
- ・ 新たなシステムの構築に当たっては、大都市部の事業者のみならず、地域の事業者も含めて参画できるよう配慮が必要。

ウ 地方公共団体が円滑にデジタル技術の導入が行えるよう、移住や兼業・副業等の政策も含めた、総合的な地方のデジタル人材の確保など、人材やノウハウの蓄積を支援するための仕組みが必要ではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 地方部を中心に、デジタル技術に精通している人材やノウハウの不足が見られる現状。

エ デジタル化された行政サービスの恩恵を住民が円滑に享受できるよう、デジタル化と併せて住民のデジタルリテラシーの向上にも取り組むべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 高齢者や低所得層などにおいて、いわゆる「デジタル・デバイド」（情報格差）が生じないように留意が必要。

（２）デジタル化を踏まえた地方行政のあり方

ア デジタル技術の活用による行政サービス提供の円滑化のためには、国・地方公共団体が個別に保有する個人情報の相互利用も考えられることから、その範囲について整理すべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 感染状況の把握に当たっては、国・都道府県・市町村間での迅速な情報共有に課題。
- ・ 効果的なシステム構築の必要性に加え、施策実施に当たっては必要な個人情報のスムーズな共有が重要。

イ デジタル技術の活用については、地方公共団体における行政事務の効率化だけでなく、住民の利便性向上策としても議論すべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ デジタル技術の活用は、住民の利便性向上とともに、地方公共団体が、固定的・定型的な業務から解放され、人口減少・少子高齢化の本格化や生産年齢人口の減少等に伴う新たな課題への対応に注力できるようになることに意義がある。
- ・ なお、デジタル技術に慣れていない住民への配慮のため、特に導入期においては行政サービスをデジタル・アナログの両面で提供することが不可避であり、必ずしも行政の負担減につながらないことに留意が必要。

ウ デジタル田園都市国家構想を進めるため、社会全体をデジタル化し、転職なき移住や二地域居住等の促進を図るべきではないか。その際、教育や福祉等の基礎的な行政サービスの提供のあり方や地方財政制度についても検討してはどうか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ コロナ禍やデジタル化の進展等により、転職なき移住や二地域居住など、職場への通勤や地域への定住を前提としない新たな暮らしのあり方の模索が始まっている。

3 その他

(1) 国と地方のパートナーシップのあり方

ア 従来の分断的な役割分担だけにとられず、国・都道府県・市町村がパートナーシップを構築し、協調していくような方向性で議論を進めるべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応のように、単独の行政主体のみでは解決できず、主体間での一定の連携が必要な課題が存在。
 - ※ 水際対策は国が実施するが、入国後の対応では関係地方公共団体との情報連携が必要。
- ・ これまでのように各主体間での役割分担を明確化するのみならず、協議や情報連携も含め、円滑な連携を可能とするような仕組みの充実も必要。
 - ※ ワクチン接種では、予防接種法上の実施主体は市町村であるが、接種の迅速化を図るため、国や都道府県による大規模接種会場の設置等を実施。

イ 「国と地方の協議の場」の分野別分科会の設置など、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 実効性のある施策形成のためには、施策立案の段階から、施策実行の現場である地方の意見を踏まえることが必要。
 - ・ 特に、感染症有事などでは、司令塔としての国と現場を預かる地方公共団体との緊密な連携が不可欠。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症対応では、国（総理や担当大臣）と地方（全国知事会や各知事）との間で度重なる意見交換・協議を実施。
- <参考：全国知事会の政策提言が反映された国の政策（主なもの）>
- ・ 「まん延防止等重点措置」（制度面）、「地方創生臨時交付金」（財政面）の創設
 - ・ 「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」の基本的対処方針への反映（令和4年2月）

ウ 事前協議や人的交流を含め、国における政策形成に当たって地方の意見を反映させるための仕組みを充実すべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 実効性のある施策形成のためには、施策実行の現場である地方の実情を迅速かつ機動的に踏まえることが必要。

(2) 「従うべき基準」や計画策定等の見直し

ア 「従うべき基準」や計画策定等の見直しを更に進めるべきではないか。

（地方が自主性・自立性を発揮できるよう、真に必要なものに限るとともに、自由度の高い仕組みとなるよう検討すべきではないか。なお、仮に、地方に裁量の余地のない事項を定める必要がある場合、通知等ではなく、法令により一律に規定することを原則とすべきではないか。

【現状・課題等（事例・考え方）】

- ・ 「従うべき基準」の設定により多くの地方公共団体で地域の実情に応じた施

策展開が困難になっているとともに、地方公共団体に対する計画策定の義務付け等が、地方公共団体の業務上過大な負担となっている状況。

- ・ 例えば、地域の実情に依らず、全国一律に規定すべきと整理しているにもかかわらず、国が法令を整備せず、通知により各地方公共団体での対応を求めてくる状況がある。

(3) 地域の実情に応じた財源保障

ア 地方が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、適切な財源保障を行うべきではないか。(地方の自主的な判断を担保する地方分権の理念に適った地方税財政制度を構築すべきではないか。)

【現状・課題等(事例・考え方)】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応においても、補助金等を通じた実質的な裁量の制限により、地方の自主的な判断の妨げとなった事例が発生。

(4) 新制度の創設における恒久的な財源措置

ア 国主導で新たな制度等を設けることとする場合には、国において恒久的な財源を十分措置すべきではないか。

【現状・課題等(事例・考え方)】

- ・ 国主導での新法の制定や経済対策等により地方公共団体に新たな業務が発生し、業務量の増加に伴う事務費について、地方の負担が増加している状況。
- ・ 今後、例えば、医療・福祉行政においては、さらに子どもや女性、家庭への支援に向けた取組が見込まれる。